

# 大川市議会第4回定例会会議録

令和元年12月13日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

## 欠席議員

なし

## 2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	倉重良一
副市長	石橋徳治
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳  
学 校 教 育 課 長 石 橋 正 隆  
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治  
議 会 事 務 局 書 記 吉 田 嘉 久  
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

報告第8号 専決処分の報告について（消防団車両による雨水桝破損に係る損害賠償）

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 追 加 議 案 に 対 す る 質 疑

（報告第8号）

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

---

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第48号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、外5件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求め

ます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

おはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第48号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第48号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法が一部改正されましたので、引用条項のずれについて、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第49号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第50号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての両議案は、案件の内容から勘案し、一括して審査を行いましたので、一括にて御報告を申し上げたいと思います。

説明によりますと、両議案とも、人事院が8月7日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関する勧告を行い、国が特別職を含む国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても、所要の改正を行おうとするものであり、また、議案第50号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法が一部改正されましたので、あわせて改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、議案第49号関係では、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、年3.35月分から3.40月分に0.05月分の引き上げを行うものであります。具体的には、令和元年12月支給の期末手当の支給割合について、1.675月分を1.725月分に改正し、また、令和2年4月以降に支給する期末手当の支給割合については、6月期、12月期ともに1.70月分と同じ支給割合に改正するものであります。

議案第50号関係では、月例給の改正については、行政職給料表の改正を行うものでありまして、初任給については、高卒者で2千円、大卒者で1,500円、それ以外の職員については、

若年層の30代半ばまでの職員について引き上げを行うものであります。期末勤勉手当の支給月数については、一般職員は4.45月分から4.50月分に引き上げを行うものであります。

具体的には、令和元年12月支給の勤勉手当の支給割合について、一般職は、0.925月分を0.975月分に改正し、令和2年4月以降に支給する勤勉手当の支給割合については、6月期、12月期ともに0.95月分と同じ支給割合に改正するものであります。

また、住居手当についても、手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引き上げ、最高支給限度額を27千円から28千円へ千円引き上げる等の改正を行うものであります。

委員会では、議案第49号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関し、本市の財政状況と照らし合わせて、どのように考えているのかただしましたところ、三役の本俸については、これまで改正せずに据え置いてきた経緯もあり、県下でも低水準の状況にあります。今回の期末手当の改正は人事院勧告に準じた改正であり、人事院勧告は、そのときの社会情勢を反映したものでありますので、上がる時も下がる時も勧告どおりに改定していきたい旨の答弁がなされたところであります。

さらに、委員からは市民の皆様から理解していただけるように、上げるなら上げるなりの働き方をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第49号及び議案第50号の両議案については、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第57号 平成31年度大川市一般会計補正予算について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正であり、各款に計上しております人件費は、職員の給与改定及び異動等に伴い調整しようとするものであります。

総務費につきましては、国県支出金等過年度分返還金51,341千円が計上されております。

農林水産業費につきましては、農業次世代人材投資事業補助金407千円、農業振興対策事業費補助金167千円、農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金20,795千円、被災農業者支援型事業費補助金10,277千円、被災園芸産地改植等支援事業費補助金1,932千円、産地パワーアップ事業費補助金22,912千円が計上されております。

土木費につきましては、まち並み整備工事費3,000千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は、100,242千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって

充当するとのことであります。

繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない新田漁港改修事業について、翌年度への繰り越しを行うものであります。

債務負担行為の補正につきましては、小中学校門扉開門及び巡回警備業務委託料、並びに宮前小学校ほか5校機械警備業務委託料について、必要な期間、及び限度額の設定を行うものであります。

また、地方債の補正につきましては、まち並み整備事業について、事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行うものであります。

委員会では、6款1項3目農業振興費の農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金の取り扱い内容についてただしましたところ、被災者の中には園芸施設共済に加入されている方もおられ、そのような方は共済の補填金も含めてであるが、農業機械であれば2分の1、農業施設であれば10分の8の補助割合となっている旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号 大川市第6次総合計画基本構想について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本市では、平成22年度から平成31年度を計画期間とする大川市第5次長期総合計画を平成21年度に策定し、市政の振興に努めてまいりましたが、本年度をもって計画の期間が満了することから、令和2年度を初年度とする新たなまちづくりの指針となる大川市第6次総合計画基本構想を策定するものであります。

策定に当たっては、「暮らす人」「訪れる人」「働く人」「学ぶ人」が、これからも住み続けたい、何度も訪れたい、働きたい、学びたいと思え、誰もが生きがいを見つけ、感じられるまちを目指し、「人」「創造・共生・共創」をまちづくりビジョンとして、市と市民が協働して取り組むための計画としているとのことであります。また、本計画に掲げるまちづくりビジョンの実現に向けて、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの視点を取り入れつつ、今後の10年間におけるまちづくりの基本的な考え方、方向性を定めているとのことであります。

委員からは、2024年度の目標値の設定について、現状では大きく利用者が見込めない施設を高い目標値で設定されており、もう少し精査したほうが望ましい旨の意見が開陳されました。

さらに、委員からは、絵に描いた餅だけでは、政策は先に進まない。職員はしっかりとした自覚を持ち、一人ひとりがやる気と強い熱意をもって政策実現に向けて取り組んでいただきたい旨の要望がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第67号 大川市市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、川口小学校における死亡事故並びに先般の教職員の不祥事を強く受けとめ、教育長の辞職表明に伴い、大川市としての管理監督責任並びに任命責任を明らかにするため、本条例を制定しようとするものであります。

内容といたしましては、令和2年1月1日から同年3月31日の3か月間、市長の給料を30%、副市長の給料を10%減額支給する措置を講じるものであります。

委員会では、これまでの経緯等について説明を求めましたところ、3年前の川口小学校の事故以来、どこかの時点で責任を明確にしなければならないと考えていたところ、先般の教職員の不祥事が発生したことを受け、教育長から辞職願が提出されたので、これを受理し、市としての責任を明確にするためには、今のタイミングしかないという思いをもって、本定例会において議案を提出した旨の説明をいただいたところであります。

教育長の給料につきましては、辞職すること以上の責任のとり方はないと思っております、やめるということが、給料減額よりも、はるかに重い責任をとる方法でありますので、御理解、御配慮を願いたい旨の説明が市長からなされたところでございます。

委員会では、採決の結果、本案は可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の総務委員長といたしましての報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

#### ○議長（川野栄美子君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第48号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 大川市市長、副市長及び教育長給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成31年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 大川市第6次総合計画基本構想についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 大川市市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第51号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、外4件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

#### ○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました、議案第51号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第51号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、福岡県人事委員会が9月25日に県議会及び県知事に対して、県職員の給与に関し勧告を行い、県が県費負担教職員を含む県職員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても、県費負担教職員に準じて、市費負担教職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、福岡県人事委員会勧告に基づき、月例給の引き上げを行うため、県費負担教職員の給料表の改定が行われているので、本条例について、別表の給料表の改定を行おうとするものであります。

委員会では、現在、市費負担で任用されている教職員の人数についてただしたところ、本年度は、英語専科の教職員として、木室小学校と田口小学校に合わせて1名、川口小学校と大野島小学校に合わせて1名の計2名を任用している。なお、大川小学校と宮前小学校につ



いては、県費の英語専科の教職員が配置されており、三又小学校と道海島小学校については、県の英語教育プラットフォームという制度で、すぐれた英語指導力を有するエリアマネージャーが巡回して指導している旨の答弁がなされました。

また、総括質疑の中で、市費負担教職員の任用に関して、授業数から勘案して、2名で足りているのかただしたところ、英語の授業数については、小学校3、4年は年間15時間で、小学校5、6年は年間50時間であり、1校だけの受け持ちになると、かなり余裕があるので、1人が2校の受け持ちでも、十分に足りている旨の答弁がなされました。

委員からは、財政的にも厳しいとは思いますが、できれば、1校に1名を任用していただければ、他の先生も学校内での仕事の余裕ができると思うので、先生たちの働き方改革の中で、負担にならないよう、市費で賄うことができるのであれば、人的な配慮をしていただきたい。また、英語やプログラミング教育は、今後、専門の先生を配置するという事也被言われているので、先を見据えて、人材の確保をしていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴う引用条項のずれについて、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、条例の内容について変更するものではないが、児童福祉法第34条の20第1項第1号の削除に伴い、第4号の規定が第3号に繰り上げられたため、当該条項を引用している本条例第24条第2項第2号においても、条文中の第4号を第3号に改正することとあります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第58号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、国保基幹システム改修業務委託料について、231千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,865,769千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第59号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算及び議案第60号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うものでありますので、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第59号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、76千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ566,924千円とするものであります。

次に、議案第60号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、3,773千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,059,584千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第59号及び議案第60号の両議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

#### ○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第51号 大川市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第53号 大川市小保住宅団地污水处理施設条例を廃止する条例の制定について、外6件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、吉川一寿君。

#### ○産業建設委員長（吉川一寿君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました、議案第53号 大川市小保住宅団地污水处理施設条例を廃止する条例の制定について、外6件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第53号 大川市小保住宅団地汚水処理施設条例を廃止する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、小保住宅団地の汚水処理につきまして、平成18年10月に公共下水道への切りかえを行いました。それまでの汚水処理施設に係る使用料について、平成30年度決算をもって調定額が皆無となりましたので、本条例を廃止しようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第54号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、成年被後見人等の欠格条項に係る措置の適正化等を図る法律の施行に伴い、排水設備指定工事店の指定基準、責任技術者の登録に係る欠格条項から、一律に排除されていた「成年被後見人及び被保佐人」を削除し、成年被後見人等が業務等を行うのに必要な能力の有無を判断する規定へ緩和するために、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、能力の有無等の判断基準についてただしたところ、成年被後見人等が申請される際に、その適格性を判断し、その後は、心身の故障等の状況により職務を行うことが困難かどうかについて判断していくこととなる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設されるため、水道企業においても新年度からこれまで臨時職員として雇用していた職員を、非常勤職員である会計年度任用職員として雇用するために、その給与の種類及び基準について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、新年度からどのような雇用形態になるのかただしたところ、これまで賃金と

して支払われていた給与を報酬として支払うようになり、新たに期末手当も支払われるようになるなどの適正な任用が確保されるようになる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第56号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入されたことにより、更新申請の際に徴収する手数料の額を新規指定時と同額の5千円と定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、新たに更新制が導入されたことにより、更新期間など具体的にどのようになるのかただしたところ、本市には現在146の指定業者があり、更新期間が法定で5年ごととなるため、既に指定を受けている業者については、日本水道協会のガイドラインに沿って、令和2年度から5か年をかけて、指定年度ごとに順次更新手続を実施していきたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 平成31年度大川市上水道事業会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うため、1款1項営業費用を2,676千円増額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります職員給与費も同額補正し、83,229千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 平成31年度大川市下水道事業会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、まず、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うため、収益的支出及び資本的支出における給与費等の補正により、補正予定額1,845千円の減額となり、この結果、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります職員給与費も同額補正し、50,660千円にしようとするものであります。

また、企業会計開始時の平成31年4月1日時点における固定資産評価額が確定しましたので、1款2項営業外収益のうち、2,054千円増額し、長期前受金戻入を131,284千円に、さらに、2款1項営業費用のうち、3,194千円増額し、減価償却費を308,093千円に補正しようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第66号 市道路線の認定について、御報告を申し上げます。

今回の市道路線の認定は2路線で、国の筑後川高潮対策事業により本年3月に小保地区の堤防改修が完了したことから、当該堤防を兼用道路として市道認定するものであります。

まず、小保堤防通り線は、県道本町新田大川線との交差点を起点として、若津港臨港道路を終点とする筑後川左岸の堤防兼用道路で、延長846メートル、幅員は4.2から14メートルであります。また、小保堤防住吉線は、その堤防小段の下道路で、延長270メートル、幅員は4から10.3メートルであります。

委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

#### ○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第53号 大川市小保住宅団地汚水処理施設条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成31年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成31年度大川市下水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。

本日、お手元に配付のとおり、市長から、報告第8号 専決処分の報告について（消防団車両による雨水桝破損に係る損害賠償）の議案1件が提出され、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、報告第8号 専決処分の報告について（消防団車両による雨水桝破損に係る損害賠償）を議題といたします。

これから、議案の朗読を省略し、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。

本日ここに、追加議案として提案させていただきました報告第8号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

この専決処分の報告につきましては、議案に理由を付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでありますので、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

提案理由の説明は終わりました。

それでは、これから、ただいま議題としております案件について、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、報告第8号については、以上で御了承のほどをお願いいたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

7番平木一朗君、8番永島幸夫君、以上2名を指名いたします。

以上で、本定例会の議事は、全て終了いたしました。

ここで、一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る2日に招集されて以来、議員各位の熱心な審議、また、執行部の温かい配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを、厚くお礼を申し上げます。

本年を顧みますと、5月には元号が平成から令和に改まり、天皇陛下が御即位なされました。心からお祝いを申し上げます。

また、今年も全国で災害の多い1年となってしまいました。

中でも、台風19号に見られるように大型で強い暴風に加え、広範囲での豪雨による河川の決壊、氾濫が起り、人的・物的被害が大でありました。少し前まではこんなことが言われていました。「災害は忘れたころにやってくる」でありましたが、今日では、「災害は忘れる間もなくやってくる」といった状況であります。災害に遭われました皆様には、一日も早い復興を願うものであります。

また、来年は東京オリンピック・パラリンピックが間近に迫り、本年のラグビーワールドカップ以上の盛り上がりが見込まれております。

年を越しますと、大川市におきましては、2つの統合中学校の開校がすぐそこまで近づいております。生徒の皆さんが、勉学やスポーツに励み、郷土への愛着も育むすばらしい施設とならんことを期待するものであります。

大川市議会といたしましても、内外のさまざまな動きにおくれることなく、より一層の活性化、また、市民にわかりやすい議会の形成に向けて、議員の皆さんとともに取り組んでまいりたいと思いますので、来年も皆様方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も余すところ、残りわずかとなりました。

皆様におかれましては、御自愛をいただき、輝かしい新年を迎えられますよう、また、来年が災害のない平穏な1年となりますよう、心から御祈念申し上げまして、御挨拶といたし

ます。

なお、ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。  
市長。

**○市長（倉重良一君）**

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案をいたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決いただきましたこと、まことにありがとうございます。とりわけ、議案第67号 大川市市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例の制定につきましては、議員各位、特段の御配慮をいただき、御議決をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、審議の過程において、議員の皆様から賜りました貴重な御意見、御助言等につきましては、今後、市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様のお理解と御協力をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

**○議長（川野栄美子君）**

これにて、令和元年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。

**午前10時17分 閉会**

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 平 木 一 朗

大川市議会議員 永 島 幸 夫